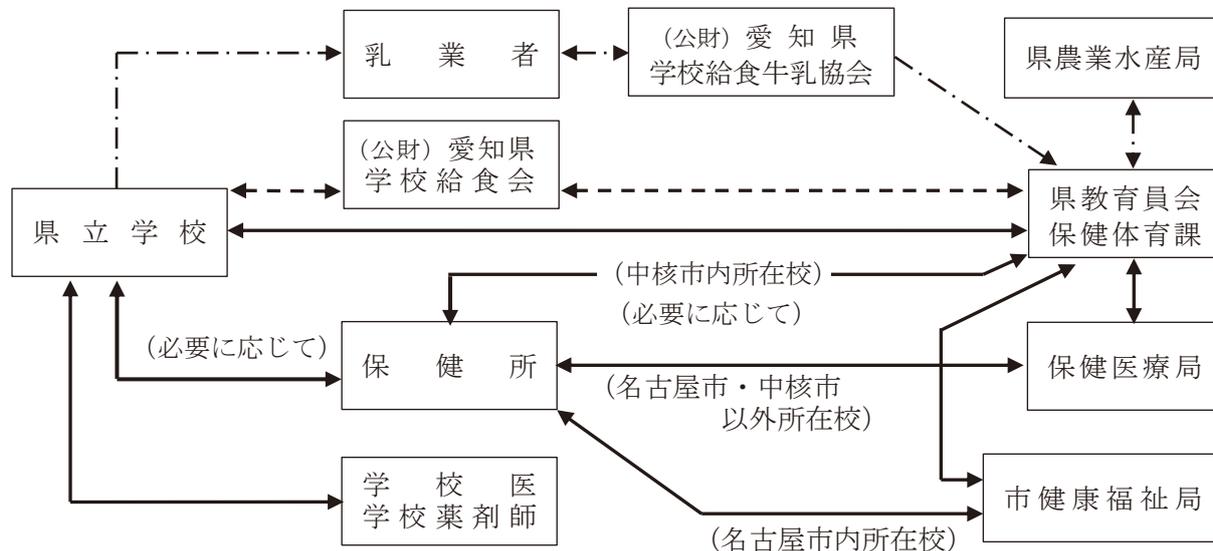


(2) 県立学校の場合

食中毒（疑いを含む）等事故報告・連絡の体制図
（県立学校の場合）



報告・連絡※は \longleftrightarrow を基本とし、以下の場合、基本とともに連絡する。

パン・米飯（委託加工）・麺類 \dashrightarrow
牛乳 \dashrightarrow

※ 保健所（必要に応じて）への連絡

- (1) 食中毒（疑いを含む）
- (2) 異物混入等の場合は以下の場合
 - ① 健康被害があった場合
 - ② 健康被害が生じるおそれがある場合で、かつ、幼児児童生徒に提供されたり、被害が一般に及んだり、他施設でも起こる可能性がある場合
- (3) 報道機関へ情報提供する場合